平成２３年（フ）第６９８号
栃木県宇都宮市御幸町232番地12　アレスト関口２―102、前住所栃木県宇都宮市御幸町141番地１　コーポ泉202号室
債務者　髙田志の武
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７００号
栃木県宇都宮市中河原町１番14号　アズーリ中河原501号、前住所栃木県宇都宮市中河原町１番14号
債務者　申　明日香（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０１号
静岡県富士市高島町40　Ｃ―41、住民票上の住所栃木県宇都宮市陽南３丁目12番30号
債務者　田宮　旬子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０５号
栃木県宇都宮市緑２丁目28番８号　ドエル緑102
債務者　山崎　義輝
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５４０号
神奈川県大和市下鶴間2167―１　つきみ野ＭＤ壱番館205号、住民票上の住所横浜市港南区芹が谷５丁目11番47号　ホーユーパレス上永谷206
債務者　小林　候大（旧姓浅賀・田中・山口）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４１号
神奈川県大和市下鶴間2167―１　つきみ野ＭＤ壱番館205号、住民票上の住所神奈川県大和市下鶴間1785番地３　ドラゴンマンション中央林間弐番館202
債務者　小林　美帆（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１６号
横浜市戸塚区東俣野町43番地１　ライオンズマンション戸塚第11―110号
債務者　熊澤　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
滋賀県近江八幡市宮内町115番地１　２―309号、前住所滋賀県近江八幡市安土町桑実寺63番地46
債務者　岡本　愛子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後４時
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９３号
熊本県八代市坂本町西部い2436番地
債務者　松永　明子（旧姓定森）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第９４号
熊本県八代市坂本町西部い2436番地
債務者　松永カズエ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１０４号
熊本県水俣市旭町１丁目２番16号
債務者　千原　義彦
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１０８号
熊本県八代市鏡町上鏡773番地、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町曲野60番地１
債務者　宮本　節生
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４６号
熊本県天草市亀場町亀川1722番地２
債務者　正角美穂子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２１１号
沖縄県沖縄市与儀３丁目16番５―207号　県営浜原第二団地
債務者　糸数　　寛
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２５号
沖縄県沖縄市照屋５丁目17番10号　辺土名アパート102号
債務者　兼本　重子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部